

みなかみ町告示第71号

みなかみ町街なみ環境整備事業計画策定支援業務の委託業者を次のとおり公募型プロポーザル方式により募集するので公告する。

平成26年 8月 6日

みなかみ町長 岸 良



記

1 公募型プロポーザルの名称

「みなかみ町街なみ環境整備事業計画策定支援業務」に係る業者選定公募型プロポーザル

2 公募型プロポーザルの概要

(1) 目的

本町の湯宿温泉地区は、群馬県の最北部に位置し赤谷川の沿岸に古くより宿場町として栄えてきた地域であります。地域内には4カ所の共同浴場が残され、昔の湯治場としての雰囲気に残り長期滞在客の多い温泉地です。

近年では地域人口の高齢化と若年層の定住化が課題となっております。このため、地域住民が協力し、より良い街なみ景観を整備して、住民はもとより訪れる人たちにやすらぎと感動を与えるために街なみ環境整備事業を実施するものであります。

本業務では、平成27年度社会資本整備総合交付金における住宅市街地総合整備事業（街なみ環境整備事業）として開始を目指し、現況の物件調査をもとに地元関係者との意向等を反映しながら整備方針（案）及び事業計画（案）の策定するにあたり必要な支援を行う。

(2) 事業内容

みなかみ町湯宿温泉地区における物件等調査、整備方針（案）及び事業計画（案）の策定

(3) 事業年度

平成26年度

(4) 上限設計価格

金511.92万円（税込み）

3 担当部課

担当課 〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町318番地
みなかみ町役場地域整備課 都市計画グループ
電話 0278-25-5021

4 参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) みなかみ町の平成26・27年度みなかみ町入札参加者資格審査名簿の「測量・建設コンサルタント等」に登録されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及びみなかみ町財務規則（平成17年10月1日規則第27号）第126条の規定に該当しない者。
- (3) 平成26年度街なみ環境整備事業計画策定支援業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、みなかみ町建設工事に係る競争入札参加者の資格等に関する告示（平成17年10月1日告示第7号）の4 資格の取消し等に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者又は更生手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、会社更生法に基づく更正計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者及び申し立てをなされていない者又は再生手続き開始の申し立てをしている者及び申し立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- (7) 過去10年間に完了した業務において、住民参加によるまちづくりワークショップ等のコンサルタント業務を通じ、景観ルールづくりを支援した実績を有し、かつ当該業務を証明できる書類を提出することができる者。
- (8) 過去10年間に完了した業務において、歴史的なまちなみにおける景観形成基準の作成その他これに類するものに関する実績を有し、かつ当該業務を証明できる書類を提出することができる者。
- (9) 関東一都六県内に本社又は支社等（支店、営業所及び事務所を含む）を有すること

5 参加表明書の交付期間並びに交付場所及び交付方法

(1) 交付期間

公告日平成26年8月6日（水）から平成26年8月13日（水）までの午前9時から午後4時までとする。（期限厳守とする。）

(2) 交付場所

みなかみ町役場地域整備課

(3) 交付方法

交付期間中に、地域整備課において紙媒体で交付する。また、電子媒体においては町のホームページからダウンロード可能とする。

6 参加表明書提出の期間、場所及び方法

(1) 提出書類

(ア) 参加表明書 (様式1)

●必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 町税確認の同意書 (様式2)

●事業者 (本社に限る) の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載 のうえ、代表者印 (実印) を押印すること。

●提出部数は1部とする。

(ウ) 履行実績申出書 (様式3)

●提出部数は1部とする。

プロポーザル参加資格要件である履行実績について、その業務名称、業務概要及び履行期間等を記載したもの

※提出書類 (イ) (ウ) については、みなかみ町登録業者の場合、提出は不要である。

(2) 提出期間

平成26年8月6日 (水) から平成26年8月13日 (水) までの受付は、午前9時から午後4時までとする。(期限厳守とする。)

(3) 提出場所 みなかみ町役場 地域整備課

(4) 提出方法

提出期間中に、地域整備課に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出部数

2部 (1部は返却用)

7 参加表明書に関する質問書提出期間、場所及び方法

(1) 提出期間

平成26年8月6日 (水) から平成26年8月11日 (月) まで
受付は、午前9時から午後4時までとする。(期限厳守とする。)

(2) 提出場所 みなかみ町役場地域整備課

(3) 提出方法

参加表明書等に関して質問がある場合は、参加表明書に関する質問書を作成しFAX送信すること（FAX到着確認の連絡を行うこと）。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

FAX番号 0278-62-0071

(4) 回答方法

平成26年8月13日（水）頃までに参加表明者全員に対し、全質問の回答をFAXにより送信する。

8 参加資格の審査及び結果の通知

(1) 参加表明書の資格審査は、選定委員会事務局が行う。

参加表明書を「4. 参加資格要件」により審査し、参加資格を認定したすべての参加申出者に対して、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書及び、技術提案書提出要請書を通知する。その結果を平成26年8月13日（水）頃に通知する。

9 審査用書類提出の期間、場所及び方法

(1) 提出書類

技術提案書提出要請書に添付してある技術提案書等作成要領に記載の関係書類

(2) 提出期間

平成26年8月13日（水）から平成26年8月20日（水）までの午前9時から午後4時まで。（期限厳守とする。）

(3) 提出場所

担当課 みなかみ町役場地域整備課

(4) 提出方法

提出日に、地域整備課に持参すること。郵送等による提出は認めない。また、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 提出部数

2部

10 審査用書類提出に伴う質問書提出の期間、場所及び方法

(1) 提出期間

平成26年8月13日（水）から平成26年8月18日（月）までの午前9時から午後4時まで。（期限厳守とする。）

(2) 提出場所 みなかみ町役場地域整備課

(3) 提出方法

技術提案書作成に関して質問がある場合は、技術提案に関する質問書を作成し、FAX送信すること（FAX到着確認の連絡を行うこと）。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

FAX番号 0278-62-0071

(4) 回答方法

平成26年8月20日（水）頃までに技術提案書提出要請者全員に対し、全質問の回答をFAXにより送信する。

11 技術提案書の審査方法

(1) 審査方法

審査は選定委員会が行い、技術提案提出者の本事業（又は本計画）に対する理解度並びに取組み意欲及び別紙審査基準に基づく評価事項等により最優秀者及び次点者を選定する。なお、審査（プレゼンテーション・ヒアリングを含む。）において事業者名は伏せて審査を行うものとする。

(2) 審査

審査要請者に対して選定委員会にプレゼンテーション・ヒアリングを実施し、提案内容について別紙審査基準に基づいて各選定委員が採点し審査を行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を特定する。

12 費用負担

参加表明書・技術提案書等の作成及びヒアリング等に係る費用は、参加者の負担とする。

13 契約の方法

みなかみ町は、最優秀となった者と予定価格の制限の範囲内でみなかみ町街なみ環境整備事業計画策定支援業務の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は次点者との交渉を行うものとする。

14 選定後の業務内容

(1) 業務名

平成26年度街なみ環境整備事業計画策定支援業務

(2) 履行期間

当該業務委託契約締結日から平成27年3月20日（金）を予定

(3) 業務内容

ア 現況整理

地区における現況を整理するとともに、上位・関連計画における地区に関連する事項、位置付け等を整理する。

イ 住民意向等の把握

地区住民等を対象としたアンケート調査や座談会等を開催し、住民や事業者等の幅広い意見・要望等を把握する。

ウ 景観特性と課題の整理

現況整理や住民意向等の把握、町役場内各部署のヒアリング等から、地区の景観特性と課題を整理する。

エ 街なみ環境整備方針の策定

みなかみ町湯宿温泉地区まちづくり要綱等を踏まえて策定する。

- 地区施設等の整備に関する基本方針
- 住宅等の整備に関する基本方針
- 街なみ環境整備促進区域の整備予定時期
- その他当該区域の整備に関して必要な事項(街なみ環境整備事業地区に関する事項を含む)

以上において、地区住民や利害関係者の意見を反映した方針を策定する。

オ 街なみ環境整備事業計画の策定

- 事業地区の設定
- 地区施設等の整備に関する事項
- 空家住宅等の整備に関する事項
- 住宅等に関する事項
- 対象施設等の名称
- 助成対象の種別及び項目又は工種
- 各対象施設等の全体事業量及び全体概算事業費
- 事業実施プログラム
- その他街なみ環境整備事業地区に関して必要な事項

カ その他

- 策定にあたっては、地元住民や知識経験者、関係団体等から組織する「湯宿温泉

地区まちなみ協議会（仮称）準備会」に諮り、方針等を決定する。

- 関係機関（群馬県等）との協議に必要な資料を作成する。

15 その他の事項

- (1) 契約保証金 要
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) プロポーザル関係者と不正な接触等を行ったものは失格とする。
- (5) 技術提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたときは、失格とする。
- (6) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (7) 参加表明書及び技術提案書等の返却は行わない。
- (8) 参加表明者、技術提案書提出要請者、最終結果（最優秀者、次点者）、原則として公表する。
- (9) 参加申出書及び技術提案書は、提出後の差し替え追加及び再提出は認めない。また、参加申出書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとのみなかみ町の了解を得なければならない。
- (10) 審査結果に対しての異議申立ては受け付けない。
- (11) 業務上の留意事項
上記「4. 参加資格要件」等に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるので、十分留意してください。
- (12) 審査基準（別紙：評価事項及び評価配点）においては非公表とする。

